

## あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額（案）

階層	教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分	利用者負担額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	区市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	所得割課税額が均等割額のみ課税の世帯	3,900 ( 1,950 )	3,800 ( 1,900 )
第4階層	区市町村民税の所得割額が5,000円未満の世帯	4,600 ( 2,300 )	4,500 ( 2,250 )
第5階層	区市町村民税の所得割額が5,000円以上24,300円未満の世帯	5,200 ( 2,600 )	5,100 ( 2,550 )
第6階層	区市町村民税の所得割額が24,300円以上32,600円未満の世帯	6,100 ( 3,050 )	6,000 ( 3,000 )
第7階層	区市町村民税の所得割額が32,600円以上40,900円未満の世帯	7,200 ( 3,600 )	7,100 ( 3,550 )
第8階層	区市町村民税の所得割額が40,900円以上48,600円未満の世帯	8,200 ( 4,100 )	8,100 ( 4,050 )
第9階層	区市町村民税の所得割額が48,600円以上57,200円未満の世帯	9,700 ( 4,850 )	9,500 ( 4,750 )
第10階層	区市町村民税の所得割額が57,200円以上64,700円未満の世帯	11,600 ( 5,800 )	11,400 ( 5,700 )
第11階層	区市町村民税の所得割額が64,700円以上71,300円未満の世帯	12,600 ( 6,300 )	12,400 ( 6,200 )
第12階層	区市町村民税の所得割額が71,300円以上77,800円未満の世帯	14,100 ( 7,050 )	13,900 ( 6,950 )
第13階層	区市町村民税の所得割額が77,800円以上84,300円未満の世帯	16,200 ( 8,100 )	15,900 ( 7,950 )
第14階層	区市町村民税の所得割額が84,300円以上91,300円未満の世帯	19,700 ( 9,850 )	19,400 ( 9,700 )
第15階層	区市町村民税の所得割額が91,300円以上103,000円未満の世帯	22,800 ( 11,400 )	22,400 ( 11,200 )
第16階層	区市町村民税の所得割額が103,000円以上115,700円未満の世帯	25,900 ( 12,950 )	25,500 ( 12,750 )
第17階層	区市町村民税の所得割額が115,700円以上134,300円未満の世帯	27,900 ( 13,950 )	27,400 ( 13,700 )
第18階層	区市町村民税の所得割額が134,300円以上153,300円未満の世帯	29,600 ( 14,800 )	29,100 ( 14,550 )
第19階層	区市町村民税の所得割額が153,300円以上173,300円未満の世帯	31,400 ( 15,700 )	30,900 ( 15,450 )
第20階層	区市町村民税の所得割額が173,300円以上213,600円未満の世帯	34,200 ( 17,100 )	33,600 ( 16,800 )
第21階層	区市町村民税の所得割額が213,600円以上253,900円未満の世帯	35,900 ( 17,950 )	35,300 ( 17,650 )
第22階層	区市町村民税の所得割額が253,900円以上314,800円未満の世帯	37,400 ( 18,700 )	36,800 ( 18,400 )
第23階層	区市町村民税の所得割額が314,800円以上385,600円未満の世帯	40,300 ( 20,150 )	39,600 ( 19,800 )
第24階層	区市町村民税の所得割額が385,600円以上	43,300 ( 21,650 )	42,600 ( 21,300 )

※同一の世帯に2人以上の特定被監護者等がいる場合における特定保育等を受けている教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該教育・保育給付認定子どもが当該特定被監護者等のうち2番目に年齢が高いものである場合は、この表の括弧内の額とし、当該教育・保育給付認定子どもが当該特定被監護者等のうち最も年齢が高いもの及び2番目に年齢が高いもの以外のものである場合は、0円とする。

ひとり親世帯等に係る利用者負担額（案）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分	利用者負担額(月額)	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層	1,800	1,800
第4階層	2,120	2,120
第5階層	2,400	2,400
第6階層	2,820	2,820
第7階層	3,320	3,320
第8階層	3,780	3,780
第9階層	3,780	3,780
第10階層	3,780	3,780
第11階層	3,780	3,780
第12階層 (区市町村民税の所得割額が77,101円未満)	3,780	3,780

※同一の世帯に2人以上の特定被監護者等がいる場合における特定保育等を受けている教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該教育・保育給付認定子どもが当該特定被監護者等のうち1番目に年齢が高いもの以外は0円とする。